

意見書

平成22年10月8日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちやうめさんぼんにごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ
KDDI株式会社

だいひやうとりしまりやくしゃちやう おの で ら ただし
代表取締役社長 小野寺 正

連絡先 TEL:

FAX:

メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証項目	意見
はじめに	<p>平成22年8月に総務省「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」によって公表された「光の道」戦略大綱においては、「光の道」推進の3つの柱の一つとして、「NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し」が挙げられており、公正競争の一層の活性化のための環境整備が必要との方向性が示されています。</p> <p>その一方で、現実を目を向けると、我が国の電気通信市場は、自由化されてから25年が経過した現在においても、NTTグループが、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けています。</p> <p>これまでも、NTTグループにおける累次の公正競争に関する措置、ルール整備が行われきましたが、NTT西日本による他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の目的外利用(2009年11月)(以下「NTT西日本事案」という。)等、いまだに公正競争に関する問題が発生している状況が続いています。これは、現行の規制が適確に運用し切れていないことに加え、現行の規制だけでは公正な競争が確保されていないことの証左であり、今後の電気通信市場のさらなる発展に向けて、ブロードバンド基盤整備やICT利活用を促進するためには、「光の道」戦略大綱に述べられている方向性のとおり、真の公正な競争状況を作り出すことが必要であると考えます。</p> <p>そのためには、ドミナント事業者であるNTTグループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」による競争阻害行為を根絶する必要があります。「ボトルネック設備の保有」や「顧客基盤の活用」については、電気通信事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入った調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必</p>

			<p>要と考えます。</p> <p>「グループドミナンスの行使」に関しても、行為規制が及ばないNTT東・西の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販売や、市場支配的事業者と関係事業者による排他的なグループ連携等の禁止にもかかわらず、形式的にオープンであるという体裁によりNTTファイナンスを通じてグループ各社請求を一本化するなど、脱法的な行為が公然と行われています。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があり、NTTグループの組織の在り方を抜本的に見直さない限り完全に払拭することは困難と言わざるを得ません。現行の制度では、上記に述べたような監視機関がないことや「活用業務」によるNTT東・西の事業領域の拡大などによって累次の公正競争ルールの実効性が益々失われる恐れがあります。抜本的な見直しが行われないのであれば、NTTグループの総合的な市場支配力に着目した公正競争ルールの再構築と実効力のある外部監査が可能な仕組みの導入を急ぐ必要があると考えます。</p>
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p>	<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において、「NTT東・西の設置する戸建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当することが適当」との考え方が示されたことを受け、平成22年1月に戸建向け屋内配線が指定設備化されていますが、マンション向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条件に、NTT東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ボトルネック設備である加入ダークファイバーと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p> <p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けFTTHの場合は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところ、ユーザーの選択肢の幅を広げ、利用者</p>

			<p>利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的期限を定める等の措置を検討していただきたいと考えます。</p>
		<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p>	<p>現状、NTT東・西が保有するボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などを目の当たりにするにつけ、現行のルールでは公正な競争を行い得る環境の確保には不十分であると考えます。</p> <p>具体的事例としては、当社FTTHサービス(auひかりホーム「ギガ得プラン」)とNTT 東日本フレッツ光とで、サービス受付から提供開始までのリードタイムに大きな差が生じたことが挙げられます。</p> <p>当社auひかりホーム「ギガ得プラン」は、エリアによってはNTT東日本の加入者光ファイバーを利用してサービスを行っていますが、本年2月以降、一部のエリアにおいて主にNTT側の体制が原因で最大3ヶ月もの開通遅延が発生する事態となりました。その一方で、NTT東日本は同じ地域の販売現場で「開通まで、なんと最短10日！」と訴求するPOP広告を掲げるなど、リードタイムに著しい差異が生じる結果となりました。</p> <p>当社からNTT東日本に対して、再三に亘り開通期間の短縮を申し入れた結果、本年夏頃までに漸次改善が図られましたが、未だ当社とNTT東日本とで同等なリードタイムであるとは言いがたい状況にあります。また、NTT東日本は、当社からの開通申し込み処理が積滞したことが主な原因と説明していますが、そもそも、当社分と自社分の処理体制が同等か否かを外部から客観的に検証することは困難です。</p> <p>以上の事例からも明らかなように、NTT東・西のダークファイバーを含むアクセス網については開放ルールの更なる徹底と同等性の担保が望まれます。特に、NTT東・西がマンションの棟内への加入ダークファイバー引き込みと一体で設置した光屋内配線設備については、住民の選択肢を確保するためにも競争事業者への開放を義務付けるべきと考えます。</p> <p>また、NTT東・西が光アクセス回線と一体として構築を進めているNGNは指定設備であって、ブロードバンド・IP時代における新たなボトルネックとなり得ることから、現在の加入電話加</p>

			<p>入者がNTT以外の電話サービスを選択できるのと同じように、NGN加入者が競争事業者の同等のサービス(電話、放送、VOD、VPN等)を簡単な手続により適正な価格でユーザー単位で利用できるよう、認証、QoS、帯域制御、位置固定等の機能を予め構築し、開放すべきです。</p>
<p>(3) 禁止行為に関する検証</p>	<p>3-1) 指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	<p>■NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p> <p>接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。NTT西日本事案のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性が濃厚であると言わざるを得ません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>なお、こうした問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたことが根本的な原因となっているため、抜本的に解決するには、アクセス部門のNTT東・西からの完全資本分離を行い、NTT東・西の利用部門への差別インセンティブを除外するしかないと考えます。</p> <p>■NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p>

				<p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>■ 県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業</p> <p>NTT東・西の県域等子会社による携帯電話の販売は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する一体営業であり、これは子会社を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。こうした子会社を通じた固定と移動のセット販売や、NTT西日本事案のような接続で知り得た情報の本体から子会社への提供を踏まえると、県域等子会社を介したNTTグループの一体営業の実態が浮かび上がります。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は禁止行為対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲を子会社等まで拡大する必要があると考えます。</p> <p>さらに、県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」＝NTTブランドを「NTT東日本ー〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p> <p>■ NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使（NTT IDログインサービス、NTTネット決済等）</p> <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ（NTTコム、NTTレゾナント）と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグルー</p>
--	--	--	--	--

				<p>ブドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があることから、抜本的に解決するには、持株会社体制を廃止するしかないと考えます。</p> <p>■NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>NTT持株の傘下にあるNTTファイナンスが、NTTドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため公正競争上問題であると考えます。また、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、結果的に排他的になっているといえます。</p> <p>さらに、平成22年6月1日付け日本経済新聞朝刊では、NTTドコモの携帯電話、NTT東・西の固定電話およびフレッツ光とひかり電話、NTTコミュニケーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの計6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中にNTTファイナンスに集約すると報じられています。</p> <p>これが事実であるならば、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、電気通信事業法第30条に抵触する行為そのものといえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、本来は持株会社体制の廃止によって対処すべきです。それが実現するまでの暫定的な応急措置として、「関係事業者」の判断基準に、資本関係のみならず、当該事業者の取引総量においてNTTグループが占める割合を含める(例:取引総量の50%以上をNTTグループが占めるのであれば、関係事業者とみなす。)こと等により、排他的か否かを実効性の観点から判断すべきであると考えます。その上で、公平な取扱いにより競争を機能させるという観点から、接続事業者がNTTグループと同等に、例えばNTT東・西の加入電話やフレッツ等を自社サービスとセットで請求スキームを用意すべきと考えます。</p>
--	--	--	--	--

<p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>(1) 検証の対象</p>	<p>■NTT東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示</p> <p>2009年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成22年6月時点の広告物(別添資料参照)を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。</p> <p>NTT 東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体が NTT 東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p>
<p>3 その他</p>		<p>■(財)日本電信電話ユーザ協会、(財)日本公衆電話会(PCOM)</p> <p>公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本公衆電話会は共に、事実上、公社時代からの顧客基盤をそのまま継承し、NTT再編前の経営形態のままで運営されています。(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任し、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等になっているなど、実質的にNTTグループ傘下にあり、全都道府県支部の拠点は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置され、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引等を行っています。これは、私企業の利益のために存在しているわけではない公益法人を介した事実上の一体営業であり、禁止行為に反する行為といえます。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲をグループ傘下の団体等まで拡大する必要があると考えます。</p>

＜別添資料＞
競争セーフガード制度の運用に関する意見募集
に対する当社意見

* 文中では敬称を省略しております。

2010年10月8日
KDDI株式会社

「フレッツ・テレビ」に関する小冊子

■「フレッツ・テレビ」の表紙にはNTTロゴマーク付きの「NTT東日本」のみで、提供主体である「(株)オプティキャスト」が明示されていない。

平成21年1月時点

表紙には「NTT東日本」の文字とNTTのロゴマークのみで、変化が見られない。

「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような表現についても、変化が見られない。

平成22年6月時点

地デジ対策の強い味方!!

平成22年6月現在 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県、北海道の各一部地域で提供中!
※北海道およびその他の一部エリアについては、「フレッツ 光ネクスト」での提供となります。
※「フレッツ・テレビ」の提供エリアについては詳しくは、裏表紙販売担当者までお問い合わせください。
※「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の設備状況などにより提供できない場合があります。